

積極的にとり入れる国の公共事業

農業構造の転換に備え立体的に編成



予算議会が開かれた三月十六日阿部村長は新年度予算について村内道路整備と農業構造の転換に備えて産業経済費に重点をおき、さらに国の公共事業を積極的にとり入れて限度ある村財政をカバーしていきたい、と大要次のような提案説明を行った。

民税は昨年の作況を勘案して算定

本日提案いたしました昭和三十五年度予算は村長に就任してはじめて編成したものであります。予算は総花的なものでなく重点的に編成しました。国や県の動向、日本農業構造の転換とをにらみ合せ、村の特質性と自然条件を活かして立体的に編成したつもりであります。

しかし限度ある収入財源ではどうにもならぬものがありますのでこの点は今後課せられてまいります。

収入の面について申し上げます。

- ①民税は昨年の作況を勘案して算定しております。
- ②固定資産税は三十五年度の算定価格に従って算定しました。
- ③交付税は県の内簡を勘案して算定しました。
- ④国、県の各支出金は歳出にもなうところの歳入を見込んでおります。
- ⑤その他の税は実績を勘案して見込んでおります。

合意的な運営で

経費節減

歳出について申し上げます。

(議会費、役場費の説
明省略) 消防費について村の規模に即した消防団の再編成をしたい

考えて議員諸氏とも話し合いました。また消防団幹部とは数度会合して話し合いましたが現在の編成替えがおこなわれてから幾年もたつておらないので問題も

多くいろいろな経費の節減をはかり出場の義務制にするなど双方合意の上に合意的な運営を行うことにしました。

教育費は優先配分

北海道野幌酪農高校の分校設置も考慮

教育予算は優先的に教育委員会に配分いたしました。家を起す、村を興すこととは人をつくることにあります。初まるわけでありま

す。教育は小、中学校に重点を置くことももちろんであります。近代児童心理学上にも大きくとり上げられてきたのが幼年

道路整備に最大の力

林道費も含め一七〇万円の増額

土木費であります。道路の整備は村づくりの基本的なものであります。このような基本的なものを重点施策としなければならぬほど本村の道路整備がおくれていることはこの村とし残念なことであり

ます。産業、文化、教育、経済にも重大なる支障を及ぼしている。この現状を打開するためには最大の努力を注ぎたい考えであります。しかし当初予算には限度があり、それでも昨年度より林道費も含めて一七〇万円の増額をはかり補修することにしました。次に主要計画路線について国、県あるいは関係町村との接渉状況と見とおしについてのべます。

①大吹川須郷間の県道に対する自主財源による道路開さく

【一面より続く】

▽三十四年度村歳入歳出追加更正予算(追加額七一三、九六四円、総額六七、四五八、三二七円、歳出のうちの主なものは①住吉スキー場ヒュッテ設置費補助五〇②人工授精運営委員会補助五〇③種雄和牛補助二〇④草地改良事業費二、八六八⑤放牧地設置費一、五六六⑥開拓道路補助三六六などである。数字の単位は千円)▽報告、臨時出納検査の結果報告

て近日中にその同意書をまとめる考えであります。

⑥沼線の改修も予算化されていますが、今般国の売却地不用地の返換に伴い「農道をつけるように」との国の要請もある。追うて考えなければならぬ問題であります。

⑦歳を起点とする仙北郡南外村に至る道路開さく問題も大森町長、大内村長、南外村長と話し合つてその実現をはかることにしております。

国道諸工事に朗報

本村の生命線である国、県道及び橋梁工事等の運動を強く推し進めてまいりましたところ、本年度に予算化された個所と予算額について笹山、根本両代議士より報告がありましたのでこの機会に申し上げます。

- ①石沢雪車町路盤改良三〇〇万円
- ②山内の雪崩防止(スノーセツト工事)四〇〇万円
- ③畑村の路盤改良三〇〇万円
- ④船木の防災工事三〇〇万円
- ⑤館合八日町路盤改良三〇〇万円
- ⑥高瀬川橋永久橋二カ年経続工事で今年は一、三六〇万円が国会で決まつたとのこと、喜びにたえません。感謝の電報をうつておきました。さらに県単事業では根城坂、新町坂、館合農協前から十字路までの測溝工事、住吉橋の改修など実施されるよう運びをつけてあります。

国、県道に布く砂利は雄物川より揚げて突かん工事として土木事務所あげて今春実施することになりましたから期待してい

て下さい。
次に村内小河川は数本あります
が、みな原始のままで一朝災害
時においてはこの貧弱なる村の
財源をもつて補修しなければな
らないことから、今回松沢川、
法内川の二川を国の準用河川に
してもらおうと陳情したところ

青年に魅力ある農業経営へ改善

原野三千町歩の活用が盛衰のカギ

本村は稲作単作地帯で
あり、日本産業の配列
からみると第一次産業
で生活を営んでいるわ
けです。

したがって零細経営の
自作農であり、これを近代農業
経営に改善するには村及び各農
協、産業団体と緊密な連絡協調
をはからねばなりません。近代
農業を企業的に確立し、さらに
基本法の制定にむかつて中央市
町村が組織をあげて叫びやつき
となつているとき、本村の農業
のあるべき姿に目をとめこれに
伴う諸対策を整えなければなら
ないと考えます。

その一策として今後村有林野の
管理区分を明確化し、草地改良
に機械を導入し、積極的に資本
を投下し、国の計画にマッチさ

県においてこれがとり上げられ
実現可能となりましたので今後
手をゆるめず進める考えであり
ます。

わが村は土木建設事業が生命で
あり、今後あらゆる方途をたど
り「国県の公共事業」を力強く
押し進める所存であります。

せて残余の原野には植林あるい
は果樹園化した村の大産業として
生産性の向上をはかりたい考え
であります。

三千町歩にわたる原野の管理区
分を明確にして活用をはかり、
ひいては酪農事業の振興こそ本
村の盛衰のカギであり生命線と
もいえるのであらうと存じます
今や若き青年は農村にみ力を失
い都市に流れはじめております
将来の青年にみ力ある農業経営
へと体質の改善を行うため、農
業構造対策を強力に打ちたてる
ことが必要であると考えます。

ぜひ実現したい 四農協の合併

このような前提にたつて今後の
検討の大きな柱は村内四農協の
合併であります。

①農業経営企模と組織をどうす



中学校卒業生を励ます会

を親しみとして村の人とも

がつて別れていく卒
業生のがんばりを促
がすとともにこれま
で下郷、玉米と二つ
の中学校にわかれて
生活してきたが、こ
れからはともに一つ
の村の人としてより
親しみと意識をつよ
めていただくことす
るのがねらいで、本
村では初めての催し
である。集まった卒
業生は百九十名で最
初中学校の校歌を

九年間の義務教育を終えて巣立
ちゆく中学校卒業生を励ます会
が卒業式を真近にひかえた三月
十一日、村主催のもとに役場で
開かれた。

これは進学、あるいは就職、家
業とそれぞれの志さす道にした

【写真は校歌を交歓している卒
業生】

るか。
②土地利用の高度化はどうした
らよいか。

③地域に即した営農組織の整備
④零細農家対策をどうするか。
④農業試験と指導体制について
⑥流通上の協同活動はいかにあ
るべきか。

⑦農産物の処理をどう考えるべ
きか。

⑧貿易自由化の影響とその対策
⑨農業関係の行政機構のあり方
⑩農家二、三男の職業教育と対
策。

かかる問題を解決していかなけ
ればならないと考えているとき
一日も早い農協の統合がはから
われるよう特段のご協力をお願い
いたします。

植林事業に融資金を

幸いしている酪農 技術陣の強化

次に前にも申し上げました村内林
野の管理区分を定め植林を積極
的に押し進め、国の補助または
融資金の長期借入をはかり、村
直営と各部落の均衡のとれた分
収林計画を樹立したいと考えて国
へ借入金申請中でありま。

次に酪農振興と草地改良、乳牛
和牛の増殖と放牧地の新設、放
牧地と牧道との結びあいなど、
一つだに離される問題ではあり
ません。

当初予算に出せなかつた牧道の
件は県の予算措置ができた次第、
追加予算として組みたい考えで
あります。

さらに酪農振興の上に絶対必要
欠くことのできないことは技術
陣の強化でありましたが、村獣
医、酪農指導員、他に人工授精
士、村内指導員といずれも定評
のある適任者をえて強力に推進
できますことは村の幸いであり
ます。

無電灯、無電話部落 の解消も近い

は私が就任後、老方局長を動か
して本庄電話局長と話し合い三十
七年度まで完了したい考えであ
ります。特に奥地大吹川、須郷
祝沢部落は今年の秋までに追
加でもと極力願つておりますの
で話し合いによつては実現できる
のでないかと大きな期待をもつ
ております。

次に議員諸氏より要望されまし
た火葬場、簡易と殺場の設置で
ありますが、これは生活改善、
食糧対策にもつながる大問題で
あり近き日に実現したい考えで
あります。

なお村内の二、三男対策として
海外移住、八郎湯干拓地への移
住ですが県でも私の村をその指
定地としたい考えであり、若い
人々の幸福のためにも十分考え
たいつもりであります。特に零
細農家の解消のために大きく
とり上げてよいことだと思いま
す。

最後に本村のごとく村財政の苦
しいところは国や県の公共事業
をできるだけとり入れ、村にも
大きな事業をおこして労務、雇
よう対策を考え、賃へい収入を
はかることは絶対に必要なこと
であらうと考え、着々その実行
を現わしたいつもりであります

林野の火入れ許可せず
一般も山火事に注意
山火事の危険な時期がやつてき
ました。

山火事の多くはタバコのすいが
らの不始末、たき火等の不注意
からで十分に注意して下さい。
今年も本村では特別な場合（開
墾など）をのぞいては火入れを
許可しない方針ですが、特例に
よつて行う場合は次のことがら
をまもつて下さい。

①公有地、私有地の別なく火入
れは必ず村長の許可を得てか
ら行うこと

②天気続きや乾燥しているとき
風の強い日は火入れをしないこ
と

③火を入れた場合は残り火がな
くなつたことを確認してから引
あげる

④国有・公有官行造林地に隣接
している場合は必ず営林署の
立会いを求めること。

東京に「東由利会」結成の動き

就職者の世話などで村のためにつくしたい

東京に在住している本村出身の人たちで東由利会を結成しようとする動きが具体化してきている。

去る三月二十八日この会の結成に身を入れておられる長谷山治弥氏（地下沢出身、新宿天神小学校勤務）が村長を訪れて話しあい、お互いの今後の協力を約していかれたが、この会のねらいは①東由利村出身の人であつても例えは玉米出身の人は下郷

の人を知らないといった場合が多く、せつかく郷土の村が一つになつても顔も名も知らず相互に協力しあうことができないという不利をなくしたい②東京方面に就職する青少年のため就職先の調査を行うなどできるだけのお世話をし郷土の人のためにつくしたい③郷土と東京の情報交換するなどが主なもの、中でも東京に職を求めてきた人が一度職をかえたりした場合前よりも一そう条件の悪いところに入つたり、しまいはぬきさしできないところに転落していく人が意外に多いので何とかこのような人達の相談相手になつたりして会員皆なが力を合せてお世話してあげたいと語つて

おられた。

遠く東京に職を求めて西も東もわからない青少年のため親に替つてこれらのお世話をして下さいということとはまったくありがたいことを祈らずにいられない。長谷山氏のお話しによると過日佐々木与四蔵（大琴出身）高橋重雄（蔵）小野仁助（下吹）小松銀之助（館合）遠藤吉郎（館合新田）氏などがきもいりとなつて発人開き、さらに四月中には設立準備会を開くよう計画されていることである

人事往來

農業共済組合の

新役員決る

本村農業共済組合の役員は三月末日をもつて任期満了となるので三月十九日総代会を招集して新役員の選挙を行った。結果は次のとおりである。

▼理事

小笠原彦次（新田・再）
小松久一郎（館合・再）
高橋 重助（新田・再）
遠藤 武雄（小倉・再）
佐々木精一郎（大琴再）
志村金之助（新町・新）
佐藤 金吉（黒淵・新）
菅原鶴三郎（八日町再）
畠山 卓男（袖山・新）
小松 文一（老方・新）

▼監事

館合巡査派出所に

真崎氏

館合巡査派出所の田仲運吉氏は

全国競書大会で
菊子さん入選

本年一月に行われた日本書道美術院公募の全

国競書大会に出品した老方小学校五年畠山菊子さん（菊一氏長女）の書が特選に入賞した。

菊子さんは一年生のときから習字クラブに入つて練習をつみ、各種展覧会などに出品しているがいつも成績優秀で上位入賞を続けている。現在は誠墨誌会員で一級をとつてゐる。

【写真は菊子さんと特選になつた書】

小作地の転貸はどんな場合に認めらるか

【問】妻と二人で七反歩の農地を耕作してきましたが、今年の春、私が肋膜炎で入院したため手不足となりました。どうしても全部の農地を耕作していけないので家から遠距離の農地五反歩ばかりを、私の病気が良くなるまで親戚の家に一時貸しつけたいとおもいます。この農地のなかには、二反歩ばかり借入地がありますが、小作地の転貸は許されますか。

【答】自作地を小作に出したり小作地を転貸するときには、農地法により農業委員会の許可を得なければなりません。小作地の転貸は原則として許可できないことになっていきます。小作地の転貸が許されるのは、次にあげる事由によりその土地の耕作ができないために一時貸しつけようとする場合だけに限られています。その事由というのは、①小作農またはその世帯員の死亡、②疾病または負傷による療養（疾病者または負傷者が療養する場合だけでなく、疾病者または負傷者が療養のため転居し、その世帯員である者がその看護のために付添つて行く場合

農地相談室

も含まれる）、③就学（学校教育法に規定する学校または各種学校において教育を受ける場合）、④公選による公職への就任（衆・参議院議員、地方公共団体の長、議会の議員など）、⑤その他省令で定める事由（昭和二〇年八月十五日以前の召集または徴用、懲役刑もしくは禁刑の執行または未決勾留）ということですが、もちろんこれらの場合でも、借り受ける者が農地法三条二項の各号に該当せず、農業に精進する見込のある者でなければ許可はできません。また、地主に無断で小作地の転貸をした場合で、その転貸に有恕すべき事由の認められない場合には、地主が無断転貸の事実を知りながら黙示の承認をしていた場合を除き、地主の賃貸借解除の許可申請が認められることも考えられますので（農地法二〇条第二項一号）紛争の発生を防ぐためにも、転貸に際してはあらかじめ地主の承諾を受ける必要があります。

もし、ご質問のような事情のある場合に、地主がどうしても一時他人に転貸することを承知しないような場合には、農業委員会にあつせんを求めるとか、裁判所に農事調停を申し立ててみることです。【農業委員会】

文化財協会支部の結成

17日奈良環之助氏の記念講演も

老方担当区に
豊島氏
本荘営林署老方担当区の夏井善弘氏は岩谷担当地区へ転任、かわつて豊島昭二氏（前矢島営林署）が着任した。

4月11・17日

防火運動週間

秋田県文化財保護協会に加入している会員たちで同協会東由利村支部結成の話し合いが進められていたが、四月十七日その結成総会が開かれることになった。これには県文化財保護協会長の奈良環之助氏が出席されて記念講演と郷土芸能の同時公開も行われるので一般の方にも聴講、参観されるよう希望している。

▽会場 東由利村役場

▽日程 12時 郷土芸能公開

13時 記念講演